

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7 月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第57号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>別表第2（第5条関係）</p> <p>（1）～（14） [略]</p> <p>（15） 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可、同法第12条第3項の承認、同法第15条第4項の許可、同法第19条第1項の登録、同法第24条第1項の許可、同法第35条第3項の承認、同法第46条第1項の届出又は同法第61条第4項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>（16）～（31） [略]</p>	<p>別表第2（第5条関係）</p> <p>（1）～（14） [略]</p> <p>（15） 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可、同法第12条第3項の承認、同法第15条第4項の許可、同法第19条第1項の登録、同法第24条第1項の許可、同法第35条第3項の承認、<u>同法第38条の2第1項の許可</u>、同法第46条第1項の届出又は同法第61条第4項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>（16）～（31） [略]</p>
2	<p>（県の責務）</p> <p>第2条 県は、<u>法第30条の5第1項</u>に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の<u>利用及び提供</u>を行うに当たっては、本人確認情報の漏えい、滅失及び<u>き損</u>の防止その他の本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務）</p> <p>第3条 法第30条の<u>7第4項第2号</u>に規定する条例で定める県の区域内の市町村の執行機関（以下「区域内の市町村の執行機関」という。）及び事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）</p>	<p>（県の責務）</p> <p>第2条 県は、<u>法第30条の6第1項</u>に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の<u>提供及び利用</u>を行うに当たっては、本人確認情報の漏えい、滅失及び<u>毀損</u>の防止その他の本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務）</p> <p>第3条 法第30条の<u>13第1項</u>に規定する条例で定める県の区域内の市町村の<u>市町村長その他</u>の執行機関（以下「区域内の市町村の執行機関」という。）及び事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）</p>

第4条 知事が行う法第30条の7第4項の規定による同条第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報（以下「保存期間に係る本人確認情報」という。）の区域内の市町村の執行機関への提供（同条第4項第2号に掲げる場合における提供に限る。）は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

（本人確認情報の利用に係る事務）

第5条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務）

第6条 法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第3のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第7条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

（利用及び提供の状況の公表）

第8条 知事は、毎年度、知事が行う保存期間に係る本人確認情報の利用及び提供の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（審議会）

第9条 法第30条の9第1項の本人確認情報の保護に関する審議会は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第65条第1項の岩手県個人情報保護審議会とする。

第4条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報（法第7条第8号の2に規定する個人番号を除く。以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の区域内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

（本人確認情報の利用に係る事務）

第5条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務）

第6条 法第30条の15第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第3のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第7条 知事が行う法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

（提供及び利用の状況の公表）

第8条 知事は、毎年度、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報の提供及び利用の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(情報提供手数料の額)

第10条 法第30条の10第5項の情報提供手数料の額は、同条第1項の指定情報処理機関（以下「指定情報処理機関」という。）が行う法第30条の7第3項の本人確認情報の提供（以下「本人確認情報の提供」という。）に要する費用を本人確認情報の提供が見込まれる件数で除して得た額を基礎として、指定情報処理機関が定める。

(費用負担)

第11条 法第30条の37第2項の書面による本人確認情報の開示を受ける者は、当該書面の交付に要する費用を負担しなければならない。

(補則)

第12条 [略]

(費用負担)

第9条 法第30条の32第2項の書面による本人確認情報の開示を受ける者は、当該書面の交付に要する費用を負担しなければならない。

(審議会)

第10条 法第30条の40第1項の本人確認情報の保護に関する審議会は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第65条第1項の岩手県個人情報保護審議会とする。

(補則)

第11条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成27年10月5日から施行する。